

都道府県労働局
労働基準部健康安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長

第三次産業等における安全保護具の使用に係る調査報告書について（情報提供）

平成 26 年度「第 3 次産業における労働災害防止のための安全装置等の開発に関する調査」事業で、第三次産業等における安全保護具の使用等に関する調査を行ったところである。

については、当該調査結果の概要を、別添のとおりまとめたので、参考にされたい。

また、当該調査から、適切な安全保護具のニーズはあるものの、その存在が知られておらず、作業者への注意喚起等の個人の注意力に依存した対策しか取られていない事例が確認されているため、下記の保護具について、事業者に対する指導を行う際の参考にされたい。

記

- 1 調理中の包丁等による切れ・こすれ災害を防止するための適切な保護具
食品の衛生に配慮したものとして、食品衛生法に適した切創防止手袋又は切創防止手袋をはめた上に食品衛生法に適した手袋を使用する。
- 2 荷物を積載した人力運搬機を取り扱う際等における適切な保護具
荷物を積載した人力運搬機（「ロールボックスパレット」や「カゴ車」）の搬送の際には、手足が壁等に挟まれることを防止するためのプロテクター付き手袋、足首プロテクター等を使用する。
※ 重い荷物を積載した人力運搬機をなるべく人力で取り扱うことのないような作業手順を検討することも重要である。
- 3 転倒災害防止のための適切な保護具
滑らないことが逆につまずきの原因になることもあるため、メーカーや販売店に確認するなどして、作業現場に応じた靴を使用する。
※ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）等の転倒の原因となる要素を軽減することも重要である。

<参考資料>

- ①ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098500.html>

- ②STOP！転倒災害プロジェクト

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkvokuanzeniseibu/0000111161.pdf>